

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1 秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務または事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他別に定める書類

（補助金等交付の条件等）

第3 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について、条件を付するものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
 - イ 補助事業等の内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
 - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に覆行すること。
- 2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
 - (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

3 第1項(3)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第4 財務規則第250条の規定による補助金等交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告）

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告（様式第9号）により、別に定める日までに提出するものとする。

（実績報告書）

第6 財務規則第255条に規定する実績報告書は様式第10号によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) その他別に定める書類

（補助金等の請求及び概算払並びに前金払）

第7 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条の規定により概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は別表第3又は別表第3-2に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第12号）に請求書を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第8 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。

ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。

（手続きの一部省略）

第9 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、

別表第5に定めるとおりとする。

(実施計画の企業化等)

第10 補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない補助事業者は、別表第6に定めるとおりとする。

2 別表第6に定める補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

3 別表第6に定める補助事業において取得した工業所有権の所属は、補助事業者と大学・公設試等との間で締結した共同研究契約に従う。

(収益納付)

第11 知事は、前条第2項の規定により提出された報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業に基づく成果の企業化、工業所有権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した金額の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助事業者は、補助事業の経理について他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13 電源立地地域対策交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る様式については、国で定める電源立地地域対策交付金交付規則及び石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則の様式に準ずるが、提出先は主務大臣から、秋田県知事に読み替えるものとする。

2 その他必要な事項については、細則により別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年 7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月20日から施行する

附 則

この要綱は、平成12年 5月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 7月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年12月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 1月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。